

令和2年4月版建設業許可申請の手引等の主な変更点

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められたことによる規定、必要書類の修正。（申請手続編8、11、12ページ、申請書記載例編1-2ページ他）
- 2 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。（申請手続編10ページ他、申請書記載例編1-1ページ他）
- 3 履歴事項全部証明書について、変更がある場合には全ての申請区分において添付するよう改正。（申請手続編11ページ）
- 4 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。（申請手続編10、13、14ページ、申請書記載例編1-1、17、18ページ）
- 5 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正（申請手続編16ページ、申請書記載例編2-2ページ）
- 6 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙+役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。（申請手続編16ページ、申請書記載例編2-2ページ）
- 7 健康保険等の加入状況が確認できる資料のうち、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控え）及び事務組合発行の「労働保険料納入通知書」について写しの提示で良いこととするよう改正。（申請手続編17ページ、申請書記載例編2-3ページ）
- 8 営業所の使用状況を確認する書類を建物の権利関係に係る書類に代えて、営業所の写真を提出するよう改正し、営業所の新設を伴わない般・特新規申請、業種追加申請及び更新申請の場合は営業所の使用状況を確認する書類を不要とするよう改正。（申請手続編17ページ、申請書記載例編2-3ページ）
- 9 建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正に伴い、登録基幹技能者講習の種目が追加されたため記載を修正（申請手続編37ページ）

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められたことによる規定、必要書類の修正。（2ページ他）
- 2 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。（1、2ページ他）
- 3 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。（22、23ページ他）
- 4 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正（2ページ他）
- 5 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙+役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。（32ページ他）
- 6 健康保険等の加入状況が確認できる資料のうち、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控え）及び事務組合発行の「労働保険料納入通知書」について写しの提示で良いこととするよう改正。（28ページ）
- 7 既存営業所の所在地変更、営業所の新設の届出に、営業所の写真を提出するよう改正。（2、32ページ）

【建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届出編）】

- 1 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。（1ページ）
- 2 事業年度終了届出書の表紙に連絡先欄を追記（2ページ）

共通

- ・第9次地方分権一括法により、建設業許可申請書、変更届出書等について国土交通省中部地方整備局に直接提出することになったことによる規定の整理。
- ・その他、語句、表現の整理。

◎現在、建設業許可をお持ちの方へ

経營業務の管理責任者の変更の届出をする場合で、変更年月日（変更の事実が発生した日）が平成29年6月29日以前の場合、変更後の経營業務の管理責任者の方は改正前の要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。